

## 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第171回

10月の新聞紙上では中小企業も景気回復していると発表されていますが、なかなか信じられませんか・・・

情報に一喜一憂することなく「信念」を持って経営にがんばってください。

ところで、「なかなか営業がうまくいっていない」皆さん、**PDCA** (Plan(計画)、Do(実行)、Check(チェック)、Action(再実行)) に心がけていただいていますでしょうか。

**とにかく実行あるのみですね** ⇒ 数字の代わりに「行動」を詰めることが成功の基ですね。

「三割バッターになれと言っても、だれもがそうなれるわけではありません。しかし、素振りを毎日1000回しなさいと言えば、これはスキルや能力に関係なくだれでもできるものです。行動を詰めるとはそういう意味です。—— 行動に言い訳は一切通用しません。」

さあ、**行動を起こして営業力を増してください！！**

## 前田の《今人生を語る》第78回

新小泉内閣がスタートしました。小泉さんの国会答弁を聞いていますと、相変わらず国会や国民を無視した悲しい答弁ですね。

およそ「リーダーの条件」は聞く耳を持つこと、思いやりがあること、謙虚であること、率先垂範すること、そして勤勉であることですね。小泉さんにそれがあるでしょうか。

**郵政民営化にこだわるより、まず自分の給料を半分に減らすことが大事ですね。**

## 会社法改正2～会社法の重要ポイントと経過措置について～

工藤 雅史

第168号のキャッチボールでも触れました「会社法」が国会で可決され、平成18年5月からの施行が予定されております。今回はその「会社法」の中でも特に重要であろうと思われる点について概要をまとめました。

### 1. 法令施行と計算書類

商法の下で決算書といえば、「貸借対照表、損益計算書、利益処分案（又は損失処理案）、営業報告書、附属明細書」を指していましたが、会社法施行後は、「貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、事業報告（営業報告書は事業報告に名称変更）、附属明細書」を指すこととなります。

これら会社法が作成すべき書類の変更に関しては、当然経過措置等を設ける必要があります。この規定は会社法関連の整備法で定められております。具体的には関連整備法99条で「会社法施行前に到来した決算期については現行商法が適用される」とあり、これを言い換えますと、会社法施行日前までに終了した事業年度の決算期は現行の商法が適用されますが、会社法施行日後に終了した事業年度の決算については会社法による新しい書類を作成することになります。

### 2. 法令施行と株主総会

同時に問題となるのが株主総会であり、これについても関連整備法90条で「株主総会等の権限及び手続きに関する経過措置」が設けられております。

これには「会社法施行日前に株主総会の手続きが開始されている場合には、現行の商法の規定に基づいて株主総会の決議が行なわれる」とあります。つまり、仮に株主総会の開催日が会社法施行前であったとしても、召集手続きの実施日が会社法施行日前であれば現行の商法の規定に基づき株主総会の決議が行なわれるという訳です。

### 3. 法令施行と有限会社

第168号の「きゃっちぼーる」で記載の通り、会社法では有限会社制度は廃止されますが、現在存在する有限会社については①何も手続きを行わず会社法施行日後は「特例有限会社」として存続する②会社法施行に合わせて「有限会社」から「株式会社」へと商号変更をするという2つの選択肢があります。

①の選択肢を選んだ場合には、「従来の有限会社法にあった、決算公告不要・取締役任期が無期限といった特例が引き続き使える」というメリットがあります。

また、②の選択肢を選んだ場合には、「資本金の増加なしに株式会社へ名称変更できる」というメリットがある一方、「有限会社の解散及び株式会社設立の登記が必要であり、その分コストがかかる」というデメリットも存在します。